

# 昭和四十五年法律第九十号

## 情報処理の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 電子計算機の高度利用等
第一款 情報処理安全確保支援士等	第一節 電子計算機利用高度化計画の策定等
第二款 情報処理技術者試験（第二十九条）	第二節 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第三十条・第三十七条）
第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第三十条・第三十七条）	第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第三十条・第三十七条）
第四章 独立行政法人情報処理推進機構	第四章 独立行政法人情報処理推進機構
第五章 罰則（第五十九条・第六十三条）	第五章 罰則（第五十九条・第六十三条）
附則	附則

第一条 この法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持することでその高度利用を促進し、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によって、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）	第二条 この法律において「情報処理」とは、電子計算機（計数型のものに限る。以下同じ。）を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行うことをいう。	第三条 この法律において「情報処理システム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいいう。	第四条 この法律において「情報処理」とは、電子計算機（計数型のものに限る。以下同じ。）を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行うことをいう。	第五条 政府は、情報処理の高度化を図るために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。
第六条 情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の名称を用いて、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいいう。以下同じ。）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他の事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする。（情報処理安全確保支援士の資格）	第七条 情報処理安全確保支援士試験に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者は、経済産業省令で定めるものは、情報処理安全確保支援士となる資格を有する。（欠格事由）	第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。一 心身の故障により情報処理安全確保支援士に対する業務を妨害して行う電子計算機の効率的な利用を図ることが必 要であり、かつ、適切であると認めるとき、情報処理の実施の方法及びその実施に当たつて配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。	第九条 情報処理安全確保支援士試験（以下この款において「支援士試験」という。）は、情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能について行う。	第十条 経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構（以下この節及び第三十三条において「機構」という。）に、支援士試験の実施に関する事務（以下この款及び第五十一条第二項において「支援士試験事務」という。）を行わせることができる。
第十一条 機構は、支援士試験事務の開始前に、支援士試験事務の実施に関する規程（次項及び第三項において「支援士試験事務規程」といいう。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	第十二条 支援士試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。	第十三条 経済産業大臣は、第一項の認可をした支援士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。	第十四条 経済産業大臣は、支援士試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に對しては、その受験を停止させ、又はその支援士試験を無効とすることがで	罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
第十五条 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	第十六条 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	第十七条 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	第十八条 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	第十九条 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第十七条 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	第十八条 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	第十九条 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	第二十条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。
第二十一条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。	第二十二条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。	第二十三条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。	第二十四条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。
第二十五条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。	第二十六条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。	第二十七条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。	第二十八条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。
第二十九条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。	第三十条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、絏済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。	第三十一条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、絏済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。	第三十二条 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、絏済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。

2 絏済産業大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて支援士試験を受けようとすることができる。 3 機構は、支援士試験事務の実施に関し第一項に規定する経済産業大臣の職権を行うことができる。
(受験手数料)
第十三条 支援士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。 2 前項の受験手数料は、これを納付した者が支援士試験を受けない場合においても、返還しない。 3 機構が支援士試験事務を行うときは、第一項の規定による受験手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、機構の収入とする。(機構がした処分等に係る審査請求)

第十四条 機構が行う支援士試験事務に係る处分又はその不作為については、経済産業大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。
(登録)
第十五条 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者が情報処理安全確保支援士となるには、情報処理安全確保支援士登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。
2 前項の登録(以下単に「登録」という。)は三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
3 前項の更新に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。(情報処理安全確保支援士登録簿)
第十六条 情報処理安全確保支援士登録簿は、経済産業省に備える。
(情報処理安全確保支援士登録証)
第十七条 経済産業大臣は、登録をしたときは、申請者に第十五条第一項に規定する事項を記載した情報処理安全確保支援士登録証(次条第二項及び第二十一条において「登録証」という。)を交付する。(登録事項の変更の届出)
第十八条 情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、それを交付する。情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、そ

2 情報処理安全確保支援士は、前項の規定により届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。(登録の取消し等)
第十九条 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合に、その登録を取り消さなければならない。
一 第八条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合
二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
(登録の消除)
第二十条 経済産業大臣は、登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。
(登録事項の変更等の手数料)
第二十一条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を支拂ふことを國に納付しなければならない。
(登録事務の代行)
第二十二条 経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務(第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第五十一条第二項において「登録事務」という。)を行わせることができるものと定める。
第二十三条 機構が登録事務を行う場合における第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二条の規定の適用については、これららの規定中「経済産業省」とあり、「経済産業大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「機構」とする。
2 第十条第二項、第十一項及び第十四条の規定は、登録事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第二十二条」と、第十二条(見出しを含む。)中「支援士試験事務規程」とあるのは、「登録事務規程」と読み替えるものとする。

3 機構が登録を行ふ場合において、登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。
(指針)
第三十条 経済産業大臣は、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理(以下この章及び第五十一条第一項第十号において單に「情報処理システムの運用及び管理」という。)に関する指針(以下この条において單に「指針」という。)を定めるものとする。
第三十一条 経済産業大臣は、情報処理システムの運用及び管理に於ける指針(以下この条において單に「指針」とい
三 情報処理システムの運用及び管理に関する事項
2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 情報処理システムの運用及び管理に於ける基本的事項

第三十二条 経済産業大臣は、情報処理システムの運用及び管理に於ける指針(以下この条において單に「指針」とい)に於ける事項
三 情報処理システムの運用及び管理に関する事項
2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 情報処理システムの運用及び管理に於ける基本的事項

三 情報処理システムの運用及び管理に関する事項
2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 情報処理システムの運用及び管理に於ける基本的事項
二 情報処理システムの運用及び管理に於ける事項

(認定の更新)

**第三十二条** 前条の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の更新について準用する。(認定に関する事務)

**第三十三条** 経済産業大臣は、第三十一条の認定(前条第一項の更新を含む。)に関する事務(申請の受付、第三十一条の基準に適合するかどうかの審査その他これらに準ずるものとして経済産業省令で定めるものに限る。第五十一条第二項において「認定審査事務」という。)を機関に行わせるものとする。

(報告の徴収)

**第三十四条** 経済産業大臣は、第三十一条の認定を受けた事業者(以下この章及び第五十一条第一項第十号において「認定事業者」という。)に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。(認定の取消し)

**第三十五条** 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十一条の経済産業省令で定める基準に適合しなかつたとき。

二 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 不正の手段により第三十一条の認定又は第三十二条第一項の更新を受けたとき。

経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。(助言及び指導)

**第三十六条** 経済産業大臣は、認定事業者に対する情報処理システムの運用及び管理に関する取組の適確な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

**第三十七条** 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第二条の二第一項に規定する無担保保険(第三項において「無担保保険」とい

う。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(第三項において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

**第四章 独立行政法人情報処理推進機構**

**第一节 総則**

(この章の目的) 第三十条 独立行政法人情報処理推進機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、情報処理システム運用・管理連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

**第四十条** 独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関する必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。

(持分の譲渡等)

**第四十一条** この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人情報処理推進機構とする。

(機構の目的)

**第四十二条** 独立行政法人情報処理推進機構(以下「中期目標管理法人」という。)は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関する必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。

(中期目標管理法人)

**第四十三条** 機構の資本金は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百四十四号。以下「改正法」という。)附則第二条第六項及び第九項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

(資本金)

**第四十四条** 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

(持分の払い戻し等の禁止)

**第四十五条** 出資者は、その持分を譲渡することができる。ただし、第五十四条第一項の信用基

金に係る出資に係る政府の持分については、こ

の限りでない。

**第四十六条** 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名

称及びその住所を出資者原簿に記載しなければ、

当該持分が信託財産に属することを機構その他の

第三者に対抗することができない。

(持分の譲渡等)

**第四十七条** 機構に、役員として、理事長及び監事二人を置く。

(理事の職務及び権限等)

**第四十八条** 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(役員)

**第四十九条** 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

(理事の職務及び権限等)

**第五十条** 機構に、役員として、理事一人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

**第五十一条** 機構は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

(理事の職務及び権限等)

**第五十二条** 機構は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

(理事の職務及び権限等)

**第五十三条** 機構は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

(理事の職務及び権限等)

**第五十四条** 機構は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

(理事の職務及び権限等)

**第五十五条** 機構は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

(理事の職務及び権限等)

**第五十六条** 機構は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

(理事の職務及び権限等)

**第五十七条** 機構は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

(理事の職務及び権限等)

(役員及び職員の秘密保持義務)

**第四十九条** 機構の役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。  
(役員及び職員の地位)

**第五十条** 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第三節 業務等

**第五十一条** 機構は、第四十条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム(事業活動に広く用いられるものに限る。)であつて、その開発を特に促進する必要があり、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。

二、前号に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。

三、情報処理サービス業者等(情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。)が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借り入れに係る債務を保証すること。

四、情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行つて、対価を得て、普及すること。

五、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。

六、サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。

七、情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。

八、各県の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各局の長をいう。)又は事業者(情報処理シ

ステムを設計し、開発し、又は利用する者に限る。)の依頼に応じて、運用及び管理を行ふ者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及の他の当該連携を促進するために必要な取組を行うこと。

九、行政機関等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条第二号に掲げる行政機関等をいう。)及び特定公共分野(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第三十九条第二項第十三号に規定する特定公共分野をいう。)の民間事業者の情報処理システムの整備及び管理に関するものとし、  
(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第二項第五号イに規定するデータの標準化をいう。)に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力をを行うこと。

十、認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他の情報処理システムの運用及び管理に關し必要な協力をすること。

十一、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第六十条の二に規定する調査を行うこと。

十二、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第七十七条の二に規定する調査を行うこと。

十三、中小企業支援法(昭和三十八年法律第四十七号)第十七条に規定する業務を行うこと。

十四、電気事業法(昭和三十九年法律第二百五十四条)第一百五十五条に規定する調査を行うこと。

十五、中小企業等経営強化法(平成十一年法律第二百五十九号)第四十五条に規定する業務を行うこと。

十六、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十条第二項の規定による協力をを行うこと。

十七、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第八条第三項に規定する業務を行うこと。

2

二、前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十九、前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2、機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務(次条第二号において「試験事務等」という。)若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第三十一条第一項(第一号に係る部分に限り)の規定による事務を行う。

3、機構は、第一項第七号に規定する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表するものとする。

4、前項の規定による公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。

5、第一項から第三項までの規定は、第一号勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えるものとする。前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。」とする。

6、前各項に規定する資本の額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合」とする。

3、機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4、前条第一号に掲げる業務に係る勘定(次項において「第一号勘定」という。)における通則法第四十四条第一項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合は、同項たゞし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5、第一項から第三項までの規定は、第一号勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えるものとする。前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2

二、前各項に規定するものほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

3、機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4、前条第一号に掲げる業務に係る勘定(次項において「第一号勘定」という。)における通則法第四十四条第一項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合は、同項たゞし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

2

二、前各項に規定するものほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

3、機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

二、前各項に規定するものほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2

二、前各項に規定するものほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2、出資者原簿には、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る出資並びに前条第二項の規定による出資ごとに、各出資者に

一、氏名又は名称及び住所に記載しなければならない。

2、出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資額  
3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

**第五十六条** 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第五十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第五十一条第一号及び第二号に掲げる業務（これにより費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資したもの（主務大臣等）

2 前項の規定により第五十四条第一項の信用基金に係る各出資者に分配する額は、その出資額を限度とする。（主務大臣等）

**第五十七条** 機構に係る通則法における主務大臣は、次とおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣及び内閣総理大臣

二 第五十一条第一項第五号、第八号、第九号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、経済産業大臣及び内閣総理大臣

三 第五十一条第一項及び第二項に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣

機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。（国家公務員宿舎法の適用除外）

**第五十八条** 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第二百五十九条）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

**第五十九条** 第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

**第六十条** 第四十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 この条は、昭和四十九年の規定による。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第二項の規定により情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、情報

二 第二十七条の規定に違反した者

（機構の解散時における残余財産の分配）

（機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第五十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第五十一条第一号及び第二号に掲げる業務（これにより費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資したもの（主務大臣等）

2 前項の規定により第五十四条第一項の信用基金に係る各出資者に分配する額は、その出資額を限度とする。（主務大臣等）

**第六十二条** 第三十四条の規定による報告をせざる勘定に属する額に相当する額を第五十一条第一号及び第二号に掲げる業務（これにより費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資したもの（主務大臣等）

2 前項の規定により第五十四条第一項の信用基金に係る各出資者に分配する額は、その出資額を限度とする。（主務大臣等）

**第六十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十一条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第五十三条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

**第六十四条** 機構は、当分の間、第五十一条に規定する業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改訂する等の法律（令和三年法律第七十号）施行する。（業務の特例）

**第六十五条** 第二十五条、第二十六条、第二十八条から三十条まで、第三十三条及び第三十五条の規定、第三十六条の規定（電気事業法第五十一条の規定並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の規定）

五 第二十五条、第二十六条、第二十八条から三十条まで、第三十三条及び第三十五条の規定、第三十六条の規定（電気事業法第五十一条の規定並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の規定）

六 第二十五条、第二十六条、第二十八条から三十条まで、第三十三条及び第三十五条の規定、第三十六条の規定（電気事業法第五十一条の規定並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の規定）

**第六十六条** この法律は、昭和四六年三月三一日法律第一号（施行期日）抄

**第六十七条** この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。（施行期日）抄

**第六十八条** この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。（施行期日）抄

**第六十九条** この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。（施行期日）抄

**第七十条** この法律は、昭和四六年三月三一日法律第一号（施行期日）抄

**第七十一条** この法律は、昭和四七年十月一日から施行する。（施行期日）抄

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行後には国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれるこの法律の施行後は国家行政組織法又はこの法律の施行後は国家行政組織法又はこの法律によるとなるものに関して必要となる経過措置その他の法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に従前の例による。

**第六十二条** 第三十四条の規定による報告をせざる勘定に属する額に相当する額を第五十一条第一号及び第二号に掲げる業務（これにより費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資したもの（主務大臣等）

2 前項の規定により第五十四条第一項の信用基金に係る各出資者に分配する額は、その出資額を限度とする。（主務大臣等）

**第六十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十一条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第五十三条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

**第六十四条** 機構は、当分の間、第五十一条に規定する業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改訂する等の法律（令和三年法律第七十号）施行する。（業務の特例）

**第六十五条** 第二十五条、第二十六条、第二十八条から三十条まで、第三十三条及び第三十五条の規定、第三十六条の規定（電気事業法第五十一条の規定並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の規定）

五 第二十五条、第二十六条、第二十八条から三十条まで、第三十三条及び第三十五条の規定、第三十六条の規定（電気事業法第五十一条の規定並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の規定）

**第六十六条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第六十七条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第六十八条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第六十九条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第七十条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第七十一条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第七十二条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第七十三条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第七十四条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第七十五条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第七十六条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

**第七十七条** この法律は、昭和五八年一月一日（施行期日）抄

又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用について

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、目次の改正規定、第一条の改正規定、第二章の章名の改正規定、第三条の改正規定及び第四条第一項の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**第六十二条** 改正後の情報処理の促進に関する法律第三条の二第二項の指針の設定については、同項に規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第六十三条** 改正規定期限並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の二第一項の規定並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の二第一項の指針の設定については、同項に規定する主務大臣は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**第六十四条** 改正規定並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の三第二項の指針の設定については、同項に規定する主務大臣は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**第六十五条** 改正規定並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の三第三項の指針の設定については、同項に規定する主務大臣は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**第六十六条** 改正規定並びに附則第五条、第六条及び第六十二条の三第四項の指針の設定については、同項に規定する主務大臣は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**第六十七条** この法律の施行前に情報処理振興事業協会に対してされた出資は、改正後の第三十条第一項の信用基準に充てるべきものとしてされた

**第六十八条** この法律の施行前に改正前の規則（第二条の二第一項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第六十九条** この法律の施行前に改正前の規則（第三条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第七十条** この法律の施行前に改正前の規則（第四条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第七十一条** この法律の施行前に改正前の規則（第五条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第七十二条** この法律の施行前に改正前の規則（第六条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第七十三条** この法律の施行前に改正前の規則（第七条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第七十四条** この法律の施行前に改正前の規則（第八条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第七十五条** この法律の施行前に改正前の規則（第九条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第七十六条** この法律の施行前に改正前の規則（第十条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第七十七条** この法律の施行前に改正前の規則（第十二条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第七十八条** この法律の施行前に改正前の規則（第十三条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第七十九条** この法律の施行前に改正前の規則（第十四条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第八十条** この法律の施行前に改正前の規則（第十五条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第八十一条** この法律の施行前に改正前の規則（第十六条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第八十二条** この法律の施行前に改正前の規則（第十七条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第八十三条** この法律の施行前に改正前の規則（第十八条の二第二項の規則）により規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

十二条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

**第二条 情報処理振興事業協会の解散等**

(情報処理振興事業協会の解散等)

(情報処理振興事業協会(以下「協会」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する。規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。

機構の成立の際現に協会が有する権利のうち、機構がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

協会の解散日の前日を含む事業年度は、その日終わるものとする。

協会の解散日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。

第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、機構が承継する資産(次に掲げる業務に係るものを除く。)の価額(二

三十条第一項の協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額を除く。)から負債(次に掲げる業務に係るものを除く。)の金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の設立に際し政府及び政府以外の者から機構に出資されたものとする。

旧情報処理促進法第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る)

旧情報処理促進法附則第九条の規定による費用を政府が産業投資特別会計から出資するものに限る)。

新事業創出促進法附則第一号に掲げる業務(平成元年法律第六十号。以下「旧地域ソフトウェア法」という。)第七条第二号までの間に掲げる教材を開発する業務(これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したも

のに限る)。

新事業創出促進法附則第十五条の規定による新事業創出促進法附則第十五条の規定によるものとお従前の例によるこ

ととされた旧地域ソフトウェア法第七条第一

号の規定による出資の業務

7

前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、同項の規定による協会の解散の時(以下「解散時」という。)までに政府及び政府以外の者から協会に対して第六項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

協会の解散については、旧情報処理促進法第十四条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(旧特別勘定の清算)

第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際に

おける旧情報処理促進法第三十四条の二に規定する特別の勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の成立に際し、機構が同条に規定するプログラムを作成効率化業務に係る各出資者に支払うべき負債として整理するものとする。

機構は、前項の規定により負債として整理するものとされた額を同項の各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

(協会の資産の承継に伴う出資金の取扱い)

機構は、前項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、解散時ま

で政府から協会に対して同条第六項第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとし

て出資された出資金のうち、政令で定める日(以下「特定日」という。)前に出資されたもの

について、附則第六条第一項に規定する特定プログラム開発承継勘定に整理するものとし、

特定日以後に出資されたものについては、その金額に相当する金額がこの法律による改正後の

情報処理の促進に関する法律(以下「新法」という。)第二十一条第一号に掲げる業務に必要

な資金に充てるべきものとして出資されたものとし、その廢止の際特定プログラム開

ととされた旧地域ソフトウェア法第七条第一

号の規定による出資の業務

において、「第一号勘定」という。)及び改正法附則第八条第一項に規定する地域事業出資業務勘定」と、同条第五項中「第一号勘定」とあるのは、「第一号勘定及び改正法附則第八条第一項

に規定する機構が地城事業出資業務勘定の経理を行う場合には、新法第二十二条第四項中「前条第一号に掲げる業務に係る勘定」(次項において「第一号勘定」という。)とあるのは、「前条第一号に掲げる業務に係る勘定(次項

における経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特定プログラム開発承継勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

前項の規定により機構が地城事業出資業務勘定の経理を行う場合には、新法第二十二条第四項において「第一号勘定」という。)とあるのは、「第一号勘定及び改正法附則第八条第一項

に規定する機構が地城事業出資業務勘定の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特定プログラム開発承継勘定」という。)を設けて整理しなければならない。



(罰則の適用に関する経過措置)	第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三十五条 この附則に規定するもののほか、この他の経過措置は、政令で定める。	第三十五条 この附則に規定するもののほか、この他の経過措置を含む。は、政令で定める。
附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四号) 抄	附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二十五年六月二一日法律第五号) 抄	附 則 (平成二十五年六月二一日法律第五号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号) 抄	附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一附則 第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日	第一附則 第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)	第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を含む。)は、政令(人事院規則)で定める。
(その他の経過措置の政令への委任)	第三十五条 この附則に規定するもののほか、この他の経過措置を含む。は、政令で定める。
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号) 抄	附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。	第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。
第五条 (経過措置の原則)	第五条 (経過措置の原則)
第一条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。	第一条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
附 則 (平成二八年四月二二日法律第三一号) 抄	附 則 (平成二八年四月二二日法律第三一号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)	第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。
第二十九条 (罰則に関する経過措置)	第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第九条 (罰則に関する経過措置)	第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。	第三条 経済産業大臣は、施行日から機構に新情報処理促進法第二十二条に規定する登録事務報(以下この項において「登録事務」という。)を実行せようとするときは、施行日前において読み替えて準用する新情報処理促進法第十条第二項の規定による公示ができる。
(罰則に関する経過措置)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例による。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第五条 (罰則の適用)	第五条 (罰則の適用)

**附 則**（平成二十九年六月一日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（平成三〇年五月二三日法律第二五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成三〇年五月二三日法律第二六号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。なお従前の例による。

二 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、二十四条、第二十一条、第二十二条及び第三十条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

一 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、二十四条、第二十一条、第二十二条及び第三十条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（平成三〇年一二月一二日法律第九号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（令和元年六月五日法律第二一号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律（以下「附則（令和元年六月五日法律第二一号）抄」という。）は、施行する。

**附 則**（令和元年六月五日法律第二二号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（令和元年六月五日法律第二七号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えていた場合は、当該登録を受けた日がこの法律の施行日の前日の三年前の日以前である場合に限る。）の規定は、施行の日後の最初のこの法律による改正後の情

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条（不動産の鑑定評価に関する法律第二百五十三条、第一百四十九条、第一百五十一条、第二百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二百五十三条第六号の改正規定に限る。）、第一百五十二条、第二百五十五条（不動産の鑑定評価に関する法律第二百五十五条第六号の改正規定に限る。）、及び第六条の規定 公布の日）

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律（前各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行の前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

報処理の促進に関する法律第十五条第二項の更新については、同項中「三年ごと」とあるの規定期に限る。）、第八十五条、第一百二条、第七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条（不動産の鑑定評価に関する法律第二百五十三条、第一百四十九条、第一百五十一条、第二百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二百五十五条第六号の改正規定に限る。）、及び第六条の規定 公布の日）

（行政手続における公示に関する法律）

第一条 この法律（前各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前に、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

以後最初に前条第一項の変更の認可を受けた後  
遅滞なく、当該変更後の」とする。  
(情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴  
う準備行為)

**第六条** 経済産業大臣及び内閣総理大臣は、施行  
日前においても、独立行政法人通則法第二十九  
条第三項及び第六十七条(第一号に係る部分に  
限る。)の規定の例により、第五条の規定によ  
る改正後の情報処理の促進に関する法律第五十  
七条第一項第二号に規定する事項に関する独立  
行政法人通則法第二十九条第一項の規定による  
中期目標の変更について、独立行政法人評価制  
度委員会の意見を聞くこと及び財務大臣との協  
議を行うことができる。

(政令への委任)

**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律  
の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する經  
過措置を含む。)は、政令で定める。